

順天堂スポーツ健康科学研究 著作権規程

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学（以下「本学」という。）スポーツ健康科学部（以下「本学部」という。）が設置する順天堂スポーツ健康科学研究編集委員会（以下「本委員会」という。）発行の順天堂スポーツ健康科学研究（以下「本誌」という。）に掲載される研究論文その他の著作物（著作権法第2条第1項第1号が規定する著作物をいう。）の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 著作権 著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む著作権法が規定する全ての権利をいう。
- (2) 著作者 著作権法第2条第1項第2号が規定する著作者をいう。
- (3) 著作者人格権 著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。
- (4) 著作財産権 著作権法第21条から第28条までに規定する権利及び我が国が締結している条約に基づき各締約国で保護される著作者の財産権としての権利をいう。
- (5) 公衆送信 著作権法第2条第1項第7号の2が規定する公衆送信をいう。
- (6) 自動公衆送信 著作権法第2条第1項第9号の4が規定する自動公衆送信をいう。
- (7) 送信可能化 著作権法第2条第1項第9号の5が規定する送信可能化をいう。
- (8) 二次的著作物 著作権法第2条第1項第11号が規定する二次的著作物をいう。
- (9) 共同著作物 著作権法第2条第1項第12号が規定する共同著作物をいう。
- (10) 頒布 著作権法第2条第1項第19号が規定する頒布をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本誌に研究論文その他の著作物を投稿する著作者は、当該著作物が本誌に採録されることとなったときには、当該著作物の著作財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を本学部へ譲渡しなければならない。ただし、本学部が認めた場合には、この限りでない。

(共同著作物の著作者人格権及び共有著作権の行使)

第4条 著作物が共同著作物である場合、当該共同著作物の著作者は、著作権法第64条第3項及び第65条第4項の規定により、同法第64条第1項に定める共同著作物の著作者人格権及び同法第

65条第1項に定める共有著作権について、これらの権利を代表して行使する者（以下「著作物代表者」という。）一人を定めるものとする。

（著作財産権譲渡に関する同意）

第5条 本誌に採録されることとなった著作物について、著作者又は当該著作物が共同著作物である場合の著作物代表者は、本学部へ著作権譲渡に関する同意書を提出することにより、当該著作物の著作財産権を本学部へ譲渡するものとする。

（著作者人格権の不行使）

第6条 著作者は、本学部及び本学部が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

（利用許諾）

第7条 本誌の著作物について、著作者本人又は第三者から著作財産権の利用許諾の申請があった場合には、本委員会の審議を経て本学部学部長が利用を許諾する。

（著作権譲渡の登録）

第8条 著作者は、第3条に定める著作財産権の譲渡について、著作権法第77条に定める著作権の登録を行うときは、本学又は本学部に協力するものとする。

（著作者の権利）

第9条 著作者は、本学部へ著作財産権を譲渡した著作物について、事前に本委員会に申請して本学部から許諾を得た場合、当該著作物を無料で利用する、又は第三者に利用を許諾することができる。

2 前項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本学部の許諾を得ることなく、当該著作者が本学部へ著作財産権を譲渡した著作物を利用できるものとする。

（1） 当該著作物を原著作物とする二次的著作物を創作する場合であって、他の学術誌への二重投稿に該当しない場合

（2） 当該著作者の教育、研究又は社会貢献活動のために当該著作物を複製、頒布、公衆送信、自動公衆送信又は送信可能化する場合

3 前項第2号の場合においては、翻訳して利用する場合についても、同様とする。

4 本誌著作物を利用する場合には、出典として本誌を明示しなければならない。ただし、第2項第1号の場合を除く。

(保証)

第10条 著作者は、本学及び本学部に対し、本誌に採録される著作物が、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害していないこと、合法的なものであること、未公表であること及び二重投稿ではないことを保証するものとする。

2 本誌の著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、当該著作物の著作者は、その責任と負担のもと、これに対処、解決するものとし、本学及び本学部に対して一切の迷惑をかけないものとする。

(二重譲渡の禁止)

第11条 著作者は、本学部以外の第三者に対し、本誌著作物の著作権を譲渡してはならない。

(協議事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、本学部及び著作者は、誠意をもって協議の上解決するものとする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、本委員会が起案し、本学部教授会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和元年11月7日から施行する。